明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

2　規則第百四十八条第二項第一号に規定する全損耕地減収量は、発芽不能耕地（同項に規定する発芽不能耕地をいう。以下同じ。）以外の耕地にあっては全損耕地（同項に規定する全損耕地をいう。以下同じ。）の耕地別基準収穫量（同項に規定する耕地別基準収穫量をいう。以下同じ。）に相当する数量とし、発芽不能耕地にあっては全損耕地の耕地別基準収穫量に次の表の上欄に掲げる同条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量とする。

組合員等が申し出た割合	割合
百分の二十	百分の六十五
百分の三十	百分の七十
百分の四十	百分の七十五

附　則

この附則は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百五十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百五十二条第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が特定の地域及び類区分について定める桑の発芽期前の日を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則第百五十二条第三号の規定により農林水産大臣が桑の発芽期前の日を定める類区分（同令第一条第二項第一号に規定する類区分をいう。）は、春蚕繭とし、その桑の発芽期前の日は、次の表の上欄に掲げる都府県の同表の中欄に掲げる地域について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

都府県	地域	春蚕繭の共済責任期間の始期
岩手	宮古市、大船渡市（旧気仙郡三陸町の区域を除く。）、奥州市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市（旧上閉伊郡宮守村の区域を除く。）、一関市、釜石市、二戸市（旧二戸郡浄法寺町の区域を除く。）、岩手郡葛巻町、和賀郡、胆沢郡、西磐井郡、気仙郡、上閉伊郡、下閉伊郡、九戸郡及び二戸郡の区域	十二月十日
山形	山形県	十二月一日
福島	会津若松市、喜多方市、南会津郡（檜枝岐村の区域を除く。）、耶麻郡、河沼郡及び大沼郡の区域	一月三十一日
	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、田村市、南相馬市、伊達郡、安達郡、岩瀬郡、西白河郡、東白川郡、石川郡、田村郡、双葉郡及び相馬郡の区域	二月二十八日
長野	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡の区域	十二月二十日
岐阜	高山市（旧大野郡朝日村、清見村、久々野町、荘川村、高根村、丹生川村及び宮村並びに旧吉城郡国府町及び上宝村の区域を除く。）及び郡上市（旧郡上郡大和町、白鳥町、明宝村及び和良村の区域に限る。）の区域	十二月十五日

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百五十二号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百五十七条第五号の表の規定に基づき、同表プラスチックハウスⅣ類甲の項、プラスチックハウスⅣ類乙の項、プラスチックハウスⅤ類の項及びプラスチックハウスⅦ類の項の農林水産大臣が定める基準並びに同表プラスチックハウスⅣ類乙の項の農林水産大臣が定める施設を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

1　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百五十七条第五号の表プラスチックハウスⅣ類甲の項及びプラスチックハウスⅣ類乙の項の農林水産大臣が定める基準は、単一の骨格材として柱及びはりに使用されている鋼材又はアルミ材の断面係数が、いずれも一・三一立方センチメートル以上であることとする。

2　規則第百五十七条第五号の表プラスチックハウスⅣ類乙の項の農林水産大臣が定める施設は、耐風速五十メートル毎秒（過去の最大瞬間風速が五十メートル毎秒未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速。次項において同じ。）以上又は耐雪荷重五十キログラム毎平方メートル以上の強度を有する施設とする。

3　規則第百五十七条第五号の表プラスチックハウスⅤ類の項の農林水産大臣が定める基準は、耐風速五十メートル毎秒以上又は耐雪荷重五十キログラム毎平方メートル以上の強度を有しており、かつ、被覆材がビスで留められていることとする。

4　規則第百五十七条第五号の表プラスチックハウスⅦ類の項の農林水産大臣が定める基準は、骨格の主要部分のうち隅柱、周囲柱及び中つり柱が鋼線により接続されていることとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百五十三号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百九条第二項（同令第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二百九条第二項（規則第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定は、農作物再保険区分（規則第二百三条に規定する農作物再保険区分をいう。以下同じ。）ごと及び都道府県連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）ごと又は農作物政府保険区分（規則第二百二十七条に規定する農作物政府保険区分をいう。以下同じ。）ごと及び特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式によるものとする。

$$A \times \frac{C}{B}$$

Aは、当該都道府県連合会の当該農作物再保険区分に係る再保険金基礎額（農作物再保険区分ごとに、都道府県連合会の組合員たる組合等（法第十一条第二項の組合等をいう。以下同じ。）ごとの支払うべき共済金の総額のうち農作物通常責任共済金額（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号。以下「令」という。）第二十二条第一項第一号に規定する農作物通常責任共済金額をいう。以下同じ。）を超える部分の金額の総額から農作物異常責任保険金額（令第三十一条第一項に規定する農作物異常責任保険金額をいう。）を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額をいう。以下同じ。）又は当該特定組合等の当該農作物政府保険区分に係る保険金基礎額（農作物政府保険区分ごとに、特定組合等の支払うべき共済金の総額から農作物通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額をいう。以下同じ。）